

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和8年5月21日

独立行政法人水資源機構
千葉用水総合管理所
所長 土田 百合子

1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、当管理所が予定している工事の積算の参考とするための作業歩掛及び材料単価を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1)当機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2)営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3)当機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

- (1)参考見積書は作業項目毎に必要な技術者、資機材の員数等を記載して提出して下さい。
なお、参考見積書の様式は別紙見積様式のとおりとして下さい。
- (2)提出期間 令和8年5月21日(木) から令和8年6月3日(水) まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- (3)提出場所
独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所 所長 土田 百合子 宛
【担当】成田北総管理所 調査設計課 荒木
〒282-0011 千葉県成田市三里塚字御料牧場1番地2
臨空開発第1センタービル8F
TEL0476-33-1036 FAX0476-33-1039
- (4)提出方法
書面は持参、郵送又はFAX（社印があること）により提出するものとします。

4. 参考見積内容

- (1)基本条件
 - ① 本歩掛参考見積は、電気防食工の労務及び材料単価について見積するものとします。
 - ② 参考見積書の有効期間は令和8年8月31日までとします。
 - ③ 参考見積書の提出年月日を記入するものとします。
 - ④ 見積金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額としてください。
 - ⑤ 参考見積書に、消費税及び地方消費税が含まれていないことを記載してください。
 - ⑥ 各項目について標準的な施工日数（本/日 等）を記載してください。
 - ⑦ 見積項目のうち一部の項目の見積書の提出も可とします。

- ⑧ 施工箇所は、は成田用水管内（成田市、多古町、芝山町、横芝光町）とします。
- ⑨ 材料単価は、現場持ち込み渡しとし、材料費、加工組立費、輸送費を含むものをします。

(2) 作業項目、作業内容

別紙1のとおりとします。

(3) 見積内容

別紙2のとおりとします。

(4) 工事費の構成と歩掛見積範囲

- ① 本工数参考見積を適用する工事費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（各編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。
- ② 歩掛参考見積の依頼範囲は基準書で定義されている直接工事費のうち、上記(2)「作業項目、作業内容」を実施する為に必要な作業員、資機材の員数等を見積もり依頼します。

(5) 作業員の職種と定義

国土交通省が公表している「令和8年度公共工事設計労務単価」における「調査対象職種の定義・作業内容」によるものとします。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

- (1) 提出期間：令和8年5月21日（木）から令和8年5月25日（月）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所：3. (3)に同じ。
- (3) 提出方法：3. (4)に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和8年5月27日（水）から令和8年6月3日（水）まで
- (2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この歩掛参考見積書を御提出いただいたことで、工事の指名、若しくは競争参加資格をお約束するものではありません。